

令和5年10月23日

申請事業者 各位

新潟県家庭向けLPガス料金補助金事務局  
((一社)新潟県LPガス協会)

LPガス料金高騰対策家庭向け支援補助金の追加・延長について（お知らせ）

今般の一般家庭と業務用消費者に向けた9月、10月の使用料金の請求に対して「県からの値引き」に関する支援事業にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記について県消防課より以下の通り連絡がありましたのでお知らせします。

○9月県議会の補正予算成立に伴い、標記支援事業が新たに1ヵ月延長され11月分の使用料金に係る請求に関して1支援対象者当たり400円（税抜き）の交付を行うことが決定。なお、販売事業者に対する事務経費を50円（税抜き）増額。

以上の連絡から、改めて追加補助の概要について明示しますので、各位のご協力を願ひ申し上げます。

- (1) 11月分のLPガス使用料金（請求）は、消費者1契約（戸）当たり400円（税抜き）を「県からの値引き」と明記してご請求ください。なお、税込み表示の請求書等をお使いの事業者は、税金計算の便宜上、440円の値引き表記でご対応ください。

※①9月、10月の使用料金（請求）は、従来通り1,000円（税抜き）値引きを実施して下さい。

②この400円（税抜き）の値引きは11月分使用料（請求）限定です。12月分以降の使用料（請求）に対する値引きは現時点で計画していません。

- (2) 販売事業者に対する事務経費を消費者1契約（戸）当たり50円追加交付。

※事業実績報告書を作成時、事務経費は150円で計算できるよう「様式5号別添2収支精算報告書」のExcelシートを変更します。また、追加支援の関係で、その他関連する実績報告書の一部（参考様式）支援対象者一覧など）変更が生じますので、実績報告書の作成は11月下旬以降でお願いします。11月中旬までに修正した実績報告書等の様式を協会ホームページでアップします。

- (3) 上記、(1)及び(2)に関する再度の交付申請は不要です。但し、概算払を希望される方は、様式7号【概算払請求書】の提出が必要です。（概算払を初めて請求される方には、消費者1契約（戸）当たり2,400円、既に交付を受け2回目の請求の場合は400円を交付します。）

- (4) 11月使用料に関する請求に添付いただく「当月の値引きチラシ」を後日、申請戸数に合わせて発送しますので、適宜ご利用ください。

- (5) この追加補助に伴い実績報告の提出時期が約1ヵ月程度の遅延が発生することとなります。11月分の値引き実施後、実績報告書をご提出いただきますが、提出期限1月12日までとします。

- (6) 今般の追加支援に伴い、販売事業者向けの「交付要綱」、「申請の手引き」、「Q&A」も一部修正がなされますので、この3種に関しては別途、早急に郵送で送付しますので届きましたらご一読をお願いします。

担当：菅野、長（ちょう）

電話：025（211）7511